



2018年度シンガポール予算案 税制改正の概要

Deloitte & Touche LLP 日系企業サービスグループ(JSG)
2018年2月26日

1. 2018年度シンガポール予算案の概要

2018年度シンガポール予算案の骨子

2018年2月19日ヘン・スウィーキート財務相より2018年度予算案が発表された。

今回の予算案は、過去2年の予算案の積み残し課題に対応している。一つは、長期にわたる将来の政府支出の増加に備えた税収入の増加への対策、もう一つは、幅広いスキームによる、政府が後押しをしているビジネスに対する支援の拡充である。

将来の税収入の増加については、どの税を上げるか、また新しい税を導入するかという課題であったが、前者については2021年から2025年にかけてGSTの税率を2%上げること、後者については、国外から提供されるサービスへのGSTを課税することが決定された。

メリハリのある企業の支援の拡充については、スタートアップに対する税免除や部分税免除のスキームが縮減される一方で、例えばイノベーションを生み出すような各種研究開発を実施した場合、控除を認めることで税額の増加を軽減している。

また、気候変動への対策として炭素税の導入が決定されており、将来の競争力の確保に備えているが、税額については2023年に見直しが予定されている。

全体として、既に起きている、また、将来の変化に対し、ある程度の時間をもって備えることを主眼とした改正内容となっていると言える。

法人所得税

金融機関

- Enhanced Tierファンドの認定対象の拡充 (2018年2月20日以降、会社、信託、リミテッドパートナーシップに限らず、全てのファンド形態)
- 金融セクター向けインセンティブスキームは2023年12月末まで延長
- 金融機関の一定の不良債権の減損損失引当金の損金算入制度の延長

炭素税

- 炭素税を導入。25,000トン以上の温暖化効果ガスを排出する設備は課税対象、1トンあたり、5ドルの炭素税を課税
- 税率は2023年以降更に増税検討

- 2018賦課年度は法人所得税額の40% (上限S\$15,000)をリベートとして減免。リベート制度は2019賦課年度まで延長 (ただし、上限S\$10,000の20%)
- 小規模法人向けの税額軽減措置であるSUTE Schemeについては2020賦課年度以降、課税所得のうち控除の恩恵が受けられる範囲が最初のS\$300,000からS\$200,000へ減額
- SUTE Schemeにおける課税所得の控除は最初のS\$100,000について100%の控除から75%の控除へ
- 各賦課年度において発生する、一定のIP申請費用のうち最初のS\$100,000については200%相当額の所得控除へ拡充
- シンガポールにおける適格なR&D活動の費用について所得控除を150%から250%へ拡充
- DTDiスキームについて、2019賦課年度以降の各賦課年度において、事前承認が不要な所得控除上限額をS\$100,000からS\$150,000に拡充
- 一定の公共機関 (Institutions of a Public Character, IPC) に対する寄付金に対する250%の所得控除は2021年12月末まで延長

デジタル

- 製造業とプロフェッショナルサービス業におけるTech Skills Accelerator (TeSA)の拡充
- TeSAのために今後3年間で\$145Mの追加拠出

GST

- 2021年から2025年の間に7%から9%に引き上げ予定
- 2020年1月1日からサービス (マーケティング、アプリ、音楽)の輸入はGST課税対象

教育

- 教育関連補助の増額 (2019年1月以降、小学生S\$200-S\$230、中学生S\$240-S\$290)
- MOEによる大学就学前の学生に対する支援の増加

コミュニティ

- シニア世代向けプログラムに対する追加拠出
- 事業、IPCパートナーシップスキーム (BIPS、雇用者のボランティアに対する優遇税制)およびSHARE as Oneスキーム (寄付制度)の2021年までの延長
- 寄付を受けた場合、一定のプログラムの下、Empowering for Life Fund (EFL)から同額提供 (今後五年間)
- 総合病院、コミュニティ・ホスピタル、老人ホーム、介護施設の追加整備

イノベーション

- 航空、海運業において、デジタル技術、自動化、ロボティクスの採用をサポートするパートナー企業とのマッチングのための投資について S\$500Mまでの支援
- ロボティクスプログラムの推進(特に建設業)

R&D

インフラ

- 鉄道事業にS\$5Billionの拠出

物品税

- タバコ税
10%増加

印紙税

- S\$100万以上の価値の居住用不動産については、そのS\$100万を超える部分の印紙税率が3%から4%へ

ファミリーサポート

- HDB保有権者に追加のGSTパウチャー(2019年から2021年の各年S\$20)
- HDB保有権者に1.5-3.5か月分のService & Conservancy Chargesに関するリベート
- 21歳以上のシンガポール国民に対する現金ボーナス支給(所得に応じてS\$100-300、一回限り)
- 両親もしくは子供と同居するために中古住宅を購入する場合、S\$30,000のProximity Housing Grant (PHG)の拡充(両親もしくは子供の住居の近くに購入する場合はS\$20,000 PHG)
- 両親と同居するために中古住宅を購入する独身者はS\$15,000 PHG(両親の住居の近くに購入する場合はS\$10,000 PHG)
- 2019年4月1日以降、既婚者、離婚者が外国人メイドを雇用した場合の月額課徴金は一人目はS\$300、二人目はS\$450に引き上げ。
- 所得が低い層のシンガポール国民に対する補助金の提供

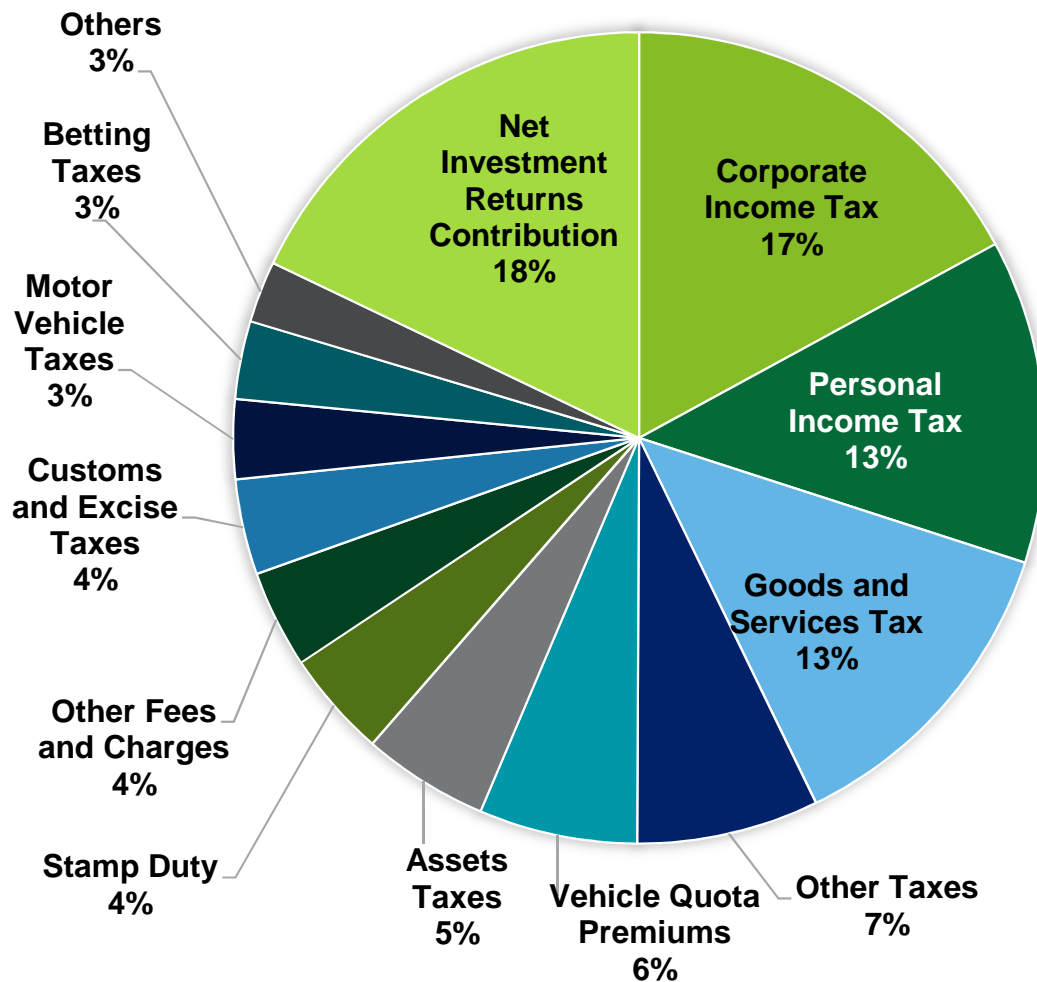
事業支援

- 給与補助金スキーム(Wages Credit Scheme - WCS)の3年間の延長。2018年については昇給額の20%相当額支給、2019年、2020年については、順に15%、10%へ
- Productivity Solutions Grantに基づく一定の適格支出への70%の補助金等

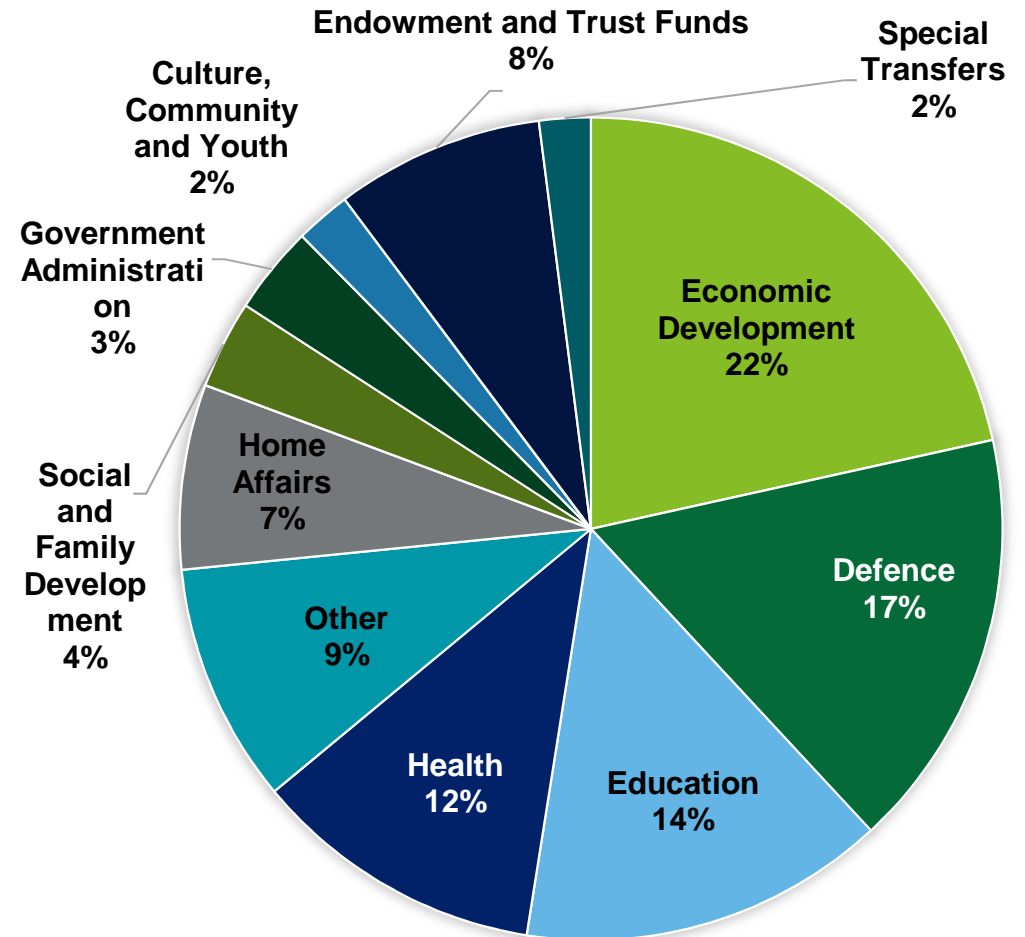
2018年度予算案 概要

- FY2018は全体としては\$6億の赤字予算
Primarilyベースでも引き続きの赤字予算(▲ \$7.34 M)

歳入 S\$88,530 Million
(2017年 89,770 Million)



歳出 S\$89,129 Million
(2017年 80,148 Million)



2014年-2018年予算 歳入推移

(unit: Million SGD)

	FY2014	FY2015	FY2016	FY2017 (Rivised)	FY2018 (Budgeted)
Corporate Income Tax	13,371	13,815	13,446	14,360	15,110
Personal Income Tax	8,927	9,235	10,479	10,700	11,430
Assets Taxes	4,341	4,455	4,365	4,390	4,450
Customs and Excise Taxes	2,540	2,833	2,751	3,200	3,370
Goods and Services Tax	10,215	10,345	10,852	10,770	11,360
Motor Vehicle Taxes	1,603	1,760	2,308	2,340	2,810
Vehicle Quota Premiums	3,394	5,425	6,863	5,980	5,590
Betting Taxes	2,591	2,719	2,688	2,690	2,750
Stamp Duty	2,784	2,769	2,940	4,730	3,760
Other Taxes	6,097	5,876	6,105	6,130	6,430
Other Fees and Charges	3,010	3,249	3,131	3,310	3,450
Others	1,965	2,342	2,738	6,560	2,170
Net Investment Returns Contribution	8,738	8,943	14,368	14,610	15,850
Total	69,576	73,766	83,034	89,770	88,530
Ratio	6.53%	6.02%	12.56%	8.11%	-1.38%

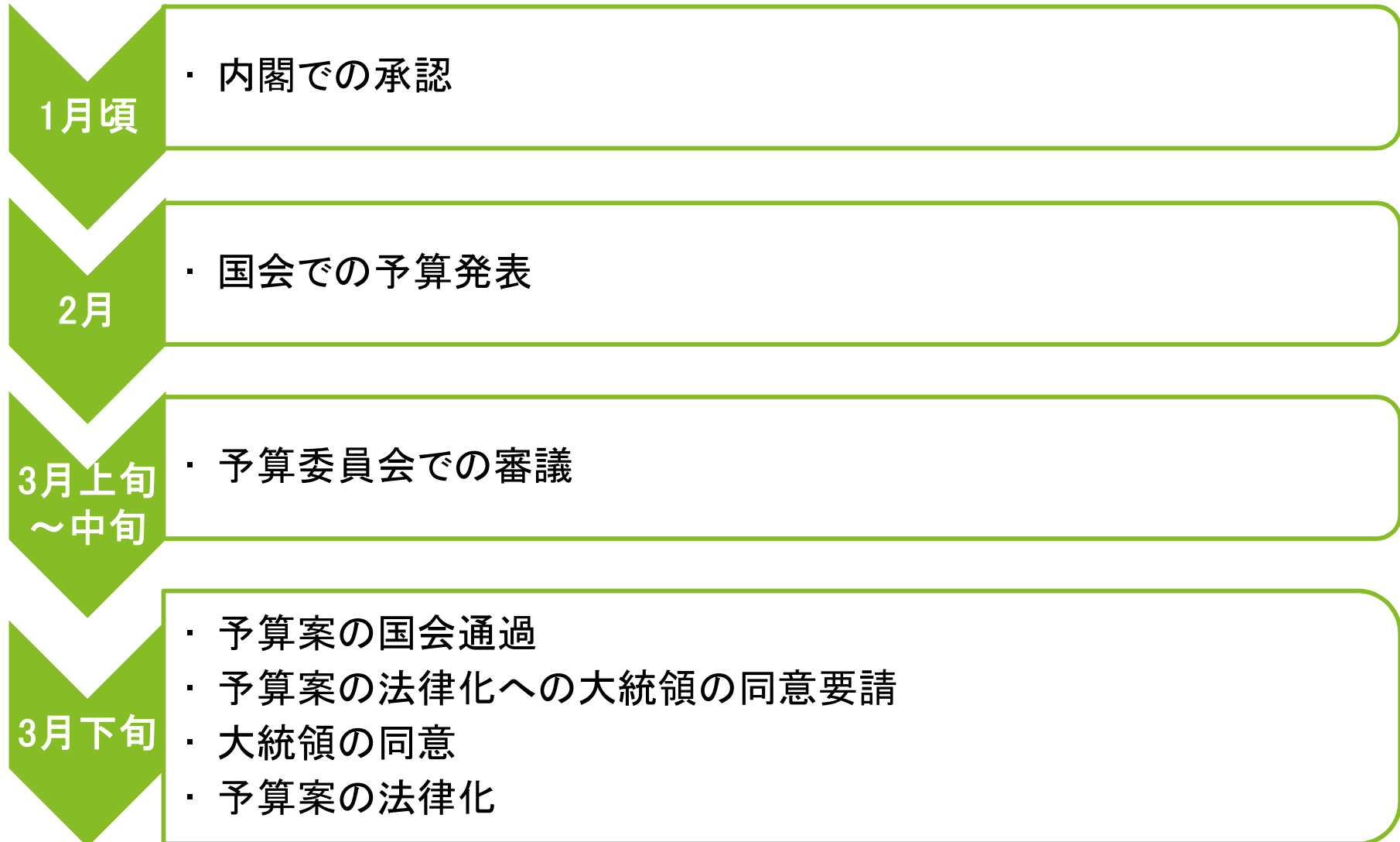
2014年-2018年予算 歳出推移

(unit: Million SGD)

	F2014	FY2015	FY2016	FY2017 (Revised)	FY2018 (Budgeted)
Defence	12,295	13,103	13,839	14,206	14,762
Education	11,598	11,935	12,660	12,680	12,840
Health	7,019	8,933	9,799	10,482	10,232
Culture, Community and Youth	1,952	2,573	1,961	2,092	1,939
Social and Family Development	1,784	2,232	2,516	2,648	3,088
Home Affairs	4,467	4,883	5,117	5,833	6,476
Economic Development	10,147	15,541	15,475	13,744	19,194
Government Administration	2,099	2,162	2,447	2,784	3,084
Other	5,287	6,086	7,574	9,449	8,404
Special Transfers Excluding Top-ups to Endowment and Trust Funds	3,856	4,369	2,867	2,220	1,810
Top-ups to Endowment and Trust Funds	8,500	6,000	3,600	4,010	7,300
Total	69,004	77,817	77,855	80,148	89,129
Ratio	14.4%	12.8%	0.0%	2.9%	11.2%

2018年度予算策定の流れ(ご参考)

政府の会計年度は、4月から翌年の3月である。



2018年度予算案 税制改正概要

No.	法人所得税	頁
2-1	法人所得税リベートの拡充と延長	12
2-2	一定のR&D活動に掛かる適格費用の所得控除の拡充	13
2-3	IP保護に掛かる費用の所得控除の拡充	14
2-4	IP導入に掛かる費用の所得控除の拡充	15
2-5	国際化(DTDi)スキームへの二重控除の拡充	16
2-6	スタートアップ所得控除制度(SUTE)の改正	17
2-7	部分免税制度(PTE)の改正	18
2-8	適格寄附への250%控除の拡充	19
2-9	事業、IPCパートナーシップ(BIPS)の延長	20
2-10	ファンドにかかる適格税制の拡充	21
2-11	Enhanced-Tier ファンドスキームの拡充	22
2-12	シンガポールの上場REITに関する税務上の特例制度の延長	23
2-13	金融セクター向けインセンティブ(FSI)スキームの拡充及び延長	24
2-14	IBD-IBBスキームの延長とIBD-SIBBスキームの廃止	25
2-15	金融機関の一定の不良債権の減損損失引当金の損金算入制度の延長	26
2-16	金融セクターにかかる源泉税免除の合理化	27
2-17	ASPVスキームの延長	28
2-18	QDSインセンティブの延長とQDS Plusインセンティブの廃止	29
2-19	一定のディーラーが行うシンガポール国債の取引から生じる所得の減免制度の延長	30
2-20	シンガポールに敷設される一定の海底ケーブルへの投資に関する優遇措置の適用	31
2-21	コンテナリース料の非居住者への支払時における源泉税の免除制度の検証に関する改正	32

2018年度予算案 税制改正概要

No.	個人所得税	頁
3-1	個人所得税の税率	34
3-2	外国人メイド課徴金引き上げ	36

No.	GST	頁
4-1	財貨及びサービス税(GST)にかかる税率の引上げ	38
4-2	国外より提供される一定のサービス提供にかかるGSTの課税	39

No.	その他	頁
5-1	給与補助金スキーム(WCS)制度の延長と改正	42
5-2	居住用不動産の購入者に課せられる印紙税の改正	43
5-3	外国人労働者税の変更	44
5-4	炭素税の導入	47
5-5	軽油、石油、圧縮天然ガスに対する炭素税の非課税制度	48
5-6	タバコ税の10%の増税	49

2. 2018年予算案主要項目 (法人所得税関連)

2-1. 法人所得税リベートの拡充と延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポールにおける法人税率は17%である。現行制度においては、2018年賦課年度については、S\$10,000を上限として、法人所得税額の20%相当額がリベートとし減免される予定であった。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2018年賦課年度まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">法人税率に関する変更はないが、事業コストの軽減等を目的とし、以下の通り法人所得税のリベートの拡充及び延長をする。 <ul style="list-style-type: none">✓ 適用を2019年賦課年度まで延長し、S\$10,000を上限として、法人所得税額の20%をリベートとして減免する。✓ 2018年賦課年度においては、S\$15,000を上限として、法人所得税額の40%をリベートとして減免する。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2019年賦課年度まで

2-2. 一定のR&D活動に掛かる適格費用の所得控除の拡充

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポールにおいて実施される一定のR&D活動において適格費用が発生する事業は、以下の控除が可能とされている。 <ul style="list-style-type: none">✓ 発生した人件費及び消耗品費の150%所得控除✓ その他適格費用の100%所得控除	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">事業におけるイノベーション支援を目的とし、シンガポールにおける一定のR&D活動において発生した人件費及び消耗品費の所得控除を150%から250%へ拡充する。その他の条件についての改正はない。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2019賦課年度から2025賦課年度まで

2-3. IP保護に掛かる費用の所得控除の拡充

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 一定のIP申請費用が発生する事業は、当該費用の100%の所得控除が可能とされている。• 当該スキームは2020賦課年度を以って廃止される予定であった。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2020賦課年度まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 特に小規模事業におけるIP申請及び保護の奨励を目的とし、以下の通り拡充される。✓ 2025賦課年度まで延長✓ 各賦課年度において発生する、一定のIP申請費用のうち最初のS\$100,000については200%相当額の所得控除へ拡充する <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2019賦課年度から2025賦課年度まで

2-4. IP導入に掛かる費用の所得控除の拡充

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">IPの導入に掛かる適格費用については、当該費用の100%所得控除が可能とされている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">事業における新たなソリューションの取得及び使用の支援を目的とし、各賦課年度において発生する、一定のIP導入費用のうち最初のS\$100,000については100%から200%へ所得控除を拡充する。一定のIP導入費用には、公的研究機関や他の事業への適格個人からの支払いが含まれる一方、関連者へのライセンス費用や以前に適格個人に対して何らかの控除がなされたIP関連支出は対象外となる。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2019賦課年度から2025賦課年度まで

2-5. 国際化(DTDi)スキームへの二重控除の拡充

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • Double Tax Deduction for Internationalization (DTDi)スキームの下、IEシンガポール、若しくはSingapore Tourism Board (STB)から承認される、一定の要件を満たす市場開拓、投資開発費用が発生する事業においては、200%の所得控除が認められている。 • 各賦課年度における以下の活動において発生する当該適格費用のうち、最初のS\$100,000の所得控除については、事前のIEシンガポール、若しくはSTBからの承認の必要はない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海外における事業開発を目的とした出張やミッション ✓ 海外における投資研究を目的とした出張やミッション ✓ 海外の展示会参加 ✓ 現地の認可展示会参加 	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 更なる国際化の推奨を目的とし、各賦課年度において事前のIEシンガポール、若しくはSTBからの承認が不要なS\$100,000の所得控除上限額をS\$150,000に引き上げる。 • S\$150,000を超える適格費用、若しくはその他の適格活動により発生する費用については、引き続きIEシンガポール、若しくはSTBへ申請する必要がある。 • その他の条件については改正はない。 • 上記改正は、2019賦課年度、若しくはそれ以降に発生する適格費用に適用される。詳細については、IE及びSTBより2018年4月までに公表予定とされている。

2-6. スタートアップ控除制度(SUTE)の改正

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 一定の要件を満たす新設法人は、Start-Up Tax Exemption scheme (SUTE)に基づき、設立後最初の3賦課年度において、下記の恩恵が与えられる。✓ 課税所得のうち最初のS\$100,000については100%控除が認められている✓ 課税所得のうちS\$100,000を超える次のS\$200,000については50%控除が認められている	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• SUTEを改正し、所得控除枠を縮減させる。✓ 課税所得のうち最初のS\$100,000については75%控除を認める✓ 課税所得のうちS\$100,000を超える次のS\$100,000については50%控除を認める• その他の条件についての改正はない。• 上記改正は、2020賦課年度以降に全ての適格法人に適用される。例えば、法人の初年度が2019賦課年度である場合、現行のSUTEが2019賦課年度に適用され、2020賦課年度及び2021賦課年度は新SUTEが適用される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2020賦課年度より

2-7. 部分免税制度(PTE)の改正

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• SUTEスキームを適用する法人を除く全ての法人、団体は、各賦課年度において、以下のPartial Tax Exemption (PTE) Schemeが適用される。• 課税所得のうち最初のS\$10,000の75%控除が認められている。• 課税所得のうちS\$10,000を超える次のS\$290,000の50%控除が認められている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 50%の所得控除が適用される限度額をS\$290,000からS\$190,000へ以下の通り減額する。✓ 課税所得のうち最初のS\$10,000の75%控除✓ 課税所得のうちS\$10,000を超える次のS\$190,000の50%控除• その他の条件についての改正はない。• 上記改正は、2020賦課年度以降にSUTEスキームの適用法人を除く全ての法人に適用される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2020賦課年度より

2-8. 適格寄付への250%所得控除制度の延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">2016年1月1日から2018年12月31日におけるInstitutions of a Public Character (IPCs) 及びその他適格受領者への適格寄付は250%所得控除の対象とされている。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2016年1月1日から2018年12月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポール人及び企業が地域への還元を推奨することを目的とし、適格寄付の250%所得控除の期間を2021年12月31日まで延長する。その他の条件についての改正はない。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2021年12月31日まで

2-9. 企業と公的団体の提携スキーム(BIPS)の延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">以下のいずれかの条件を満たす場合、2016年7月1日から2018年12月31日に従業員等により公的機関へのボランティア活動等が行われた場合、その賃金等の適格費用については、250%の所得控除が可能とされている。 <ul style="list-style-type: none">✓ 当該期間において適格従業員がIPCに対してサービスの提供を実施する✓ 当該期間において適格従業員がIPCに派遣されている <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2016年7月1日から2018年12月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">事業を通して従業員のボランティア精神を高めるのサポートを継続することを目的とし、BIPSを2021年12月31日まで延長する。加え、MOF及びIRASはこれまでに受領したフィードバックを基に管理プロセスを見直す。変更の詳細については、2018年後半に公表される予定である。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2021年12月31日まで

2-10. ファンドにかかる適格税制の拡充

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 会社、信託、リミテッドパートナーシップ形態で組成される所定のファンドについては、一定の適格所得について免税措置が適用される。• また、これらのファンドは固定率でのGSTの仕入税額控除が可能となる緩和措置を適用できる。• 税制優遇措置(FSI-FM)を承認されたファンド・マネジメント会社は、所定のファンドの管理サービスから生じる所得について10%の優遇税率を適用できる。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• シンガポールのファンド設立及びファンド・マネジメント拠点としての地位を発展・強化させるため、MASは現在、S-VACC (Singapore Variable Capital Companies)と呼ばれる新しい種類のファンドに対してもファンドに関する優遇税制の適用ができるよう所要の措置が取られる予定である。

2-11. Enhanced-Tierファンドスキームの拡充

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">金融セクター向けインセンティブの一環で、Enhanced Tierファンドとして認定されるファンドについては、一定の適格所得について課税の免税措置を適用できる。しかしながら、従来、認定ファンドは会社、信託、リミテッドパートナーシップに限定されていた。	<p>概要</p> <p>2018年2月20日以降、会社、信託、リミテッドパートナーシップに限らず、全てのファンド形態についてEnhanced Tierファンドの認定対象となる。</p> <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2018年2月20日より

2-12.シンガポールの上場REITに関する税務上の特例制度の拡充

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポールの上場REIT(S-REIT)で生じた特定の収益が他のS-REITに分配される場合、課税は免除される。また、S-REITから個人投資家への分配についても基本的には非課税となる。非居住・非個人の投資家についてはS-REITからの特定の収益について、源泉税が10%に優遇される。一方で、S-REITからREIT-ETFへの分配については基本税率の17%が適用されている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">S-REITに認められている現行の課税免除措置・源泉税の優遇措置が、REIT-ETFについても適用される。2018年3月までにMAS及びIRASより詳細が公表される。

2-13.金融セクター向けインセンティブ (FSI) スキームの拡充及び延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">金融セクター向けインセンティブとして、銀行業務、統括機能サービス、ファンド・マネジメントサービス、投資助サービス等の業務から生じる一定の所得については、5%、10%、12%、13.5%の優遇税率が適用される。貸付取引及び不動産以外の関連担保から生じる所得については13.5%の優遇税率が適用される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2018年12月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポールの金融センターとしての地位をさらに強化するため、FSIスキームの適用期間が延長される。今後、所定のインフラ資産又はプロジェクトが優遇税率の適用対象に含まれることになる。2018年5月までにMASより詳細が公表される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2023年12月31日まで

2-14. IBD-IBBスキームの延長とIBD-SIBBスキームの廃止

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• IBD-IBB (Insurance Business Development – Insurance Broking Business) スキームに基づき、保険業者の適格所得については10%の優遇税率が適用される。• IBD-SIBB (Insurance Business Development – Specialised Insurance Broking Business) スキームに基づき、テロリスク、政治的リスク、エネルギーリスク等に対する特殊保険から生じる適格所得については5%の優遇税率が適用される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2018年3月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• シンガポールの保険・再保険センターとしての地位をさらに強化するため、IBD-IBBスキームの適用期間が延長される。• 保険業向けインセンティブを簡素化するため、IBD-SIBBスキームについては廃止される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2023年12月31日まで

2-15.金融機関の一定の不良債権の減損損失引当金の損金算入制度の延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">金融機関は、FRS109又はMAS Notice612等に基づき要求される減損損失引当金について、一定の上限のもと損金算入が認めれる。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">12月決算:2019賦課年度まで12月決算以外:2020賦課年度まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポールの金融機関の頑健性・安定性を促進するため、減損損失引当金の損金算入制度の適用期間が延長される。2018年5月までにMASより詳細が公表される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">12月決算:2024賦課年度まで12月決算以外:2025賦課年度まで

2-16.金融セクターにかかる源泉税免除の合理化

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポール居住者又はシンガポールに恒久的施設(PE)を有する者から行う非居住者への利息支払について、通常15%の源泉税の徴収対象となるとともに二重課税防止規定が適用される。金融セクターについては、特定の金融取引における利息支払に関して、一定範囲で源泉税免除措置が適用される。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">税制上付与されている恩恵の妥当性を確認するため、2022年12月31日に現行の以下の支払に係る源泉税免除措置が検証されることとなる。<ul style="list-style-type: none">✓ シンガポールで行われる通貨スワップ取引におけるシンガポールドル建債券発行者への支払✓ 金融機関同士での金利スワップ又は通貨スワップ取引における支払✓ MASによる金利スワップ又は通貨スワップ取引における支払✓ 特定の機関による証券貸借取引またはレポ取引における特定の支払上記に加えて、一定の証拠金利息にかかる源泉税免除措置が導入されるほか、一定の債券利息に係る源泉税免除措置は撤廃される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">一定の証拠金利息の源泉税免除措置の導入は2018年2月20日より、一定の債券利息の源泉税免除措置の廃止は2019年1月1日より

2-17. ASPV スキームの延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">資産証券化に利用されるASPV(Approved Special Purpose Vehicle)については以下の優遇措置がある。✓ 適格資産の証券から生じる所得の免税✓ 適格事業費に係る76%の固定率でのGST仕入税額控除✓ 適格資産の証券化に付随する非居住者との店頭デリバティブ取引に係る源泉税免除✓ ASPVへの資産移転に係る印紙税免除 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2018年12月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">証券化商品市場の発展を継続させるため、印紙税の優遇措置を除き延長する。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2023年12月31日まで印紙税の優遇措置は予定通り2018年12月31日で終了

2-18. QDSインセンティブの延長とQDS Plusインセンティブの廃止

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• QDS(Qualifying Debt Securities)インセンティブにより以下優遇措置が認められている。<ul style="list-style-type: none">✓ シンガポール居住者の適格企業及び団体については10%の優遇税率✓ 適格非居住者及び適格個人については免税• QDS Plusインセンティブにより、以下QDSから生じる所得については、全ての投資家について免税が認められている。<ul style="list-style-type: none">✓ シンガポール国債を除く、当初償還期間が10年以上の債券✓ イスラム債券及びスーク <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2018年12月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• シンガポールの債券市場の発展を継続させるため、QDSインセンティブの適用期間が延長される。• QDS Plusインセンティブについては、シンガポール政府の通常のタックスインセンティブの見直しの一環により廃止される。• 2018年5月までにMASより詳細が公表される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2023年12月31日まで• QDS Plus インセンティブは当初の予定通り2018年12月31日に廃止

2-19.一定のディーラーが行うシンガポール国債の取引から生じる所得の減免制度の延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">一定のディーラーが行うシンガポール国債の取引から生じる所得の減免制度が認められている。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2018年12月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">ディーラー間のネットワーク及びシンガポール国債取引を強化するため、所得の減免制度の適用期間が延長される。2018年5月までにMASより詳細が公表される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2023年12月31日まで

2-20.シンガポールに敷設される一定の海底ケーブルへの投資に関する優遇措置(IAスキーム)の適用

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">IA(Investment Allowance)スキームに基づき、認可プロジェクトにおける特定の資本的支出については最大100%の税務上の減価償却が認められる。海底ケーブルへの投資における資本的支出は、現在は当該認可プロジェクトに含まれていない。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">IAスキームの対象に、一定の海底ケーブルへの投資における資本的支出が追加される。適用条件については、EDBより公表される予定となっている。

2-21.コンテナリース料の非居住者への支払時における源泉税の免除制度の検証に関する改正

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">非居住者のレッサー(シンガポールに恒久的施設(PE)を持つものを除く)に対する適格コンテナリース料の支払については源泉税が免除される。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">2022年12月31日に当該源泉税の免除制度の検証を行う。

3. 2018年予算案主要項目 (個人所得税関連)

3-1. 個人所得税の税率(1/2)

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">2015年度予算案にて2017賦課年度以降、所得税率の引き上げが既に公表されている。(所得税率については次頁の通り)	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">個人所得税率の変更はなかった。

3-1. 個人所得税の税率(2/2)

2017賦課年度以降			
	課税所得(S\$)	税率(%)	税額(S\$)
最初の	20,000まで	0	0
次の	10,000まで	2	200
最初の	30,000まで	-	200
次の	10,000まで	3.5	350
最初の	40,000まで	-	550
次の	40,000まで	7	2,800
最初の	80,000まで	-	3,350
次の	40,000まで	11.5	4,600
最初の	120,000まで	-	7,950
次の	40,000まで	15	6,000
最初の	160,000まで	-	13,950
次の	40,000まで	<u>18</u>	<u>7,200</u>
最初の	200,000まで	-	<u>21,150</u>
次の	40,000まで	<u>19</u>	<u>7,600</u>
最初の	240,000まで	-	<u>28,750</u>
次の	40,000まで	<u>19.5</u>	<u>7,800</u>
最初の	280,000まで	-	<u>36,550</u>
次の	40,000まで	<u>20</u>	<u>8,000</u>
最初の	320,000まで	-	<u>44,550</u>
それ以上	320,000超	<u>22</u>	

3-2. 外国人メイド課徴金引き上げ

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">現在、既婚者、離婚者（共に子供がいる場合）が外国人メイドを雇用した場合の雇用課徴金は月額S\$265、16歳以下の子供、65歳以上の高齢者、若しくは身体障害者との同居の場合は、月額S\$60に優遇設定されている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">現行の課徴金制度は次のように変更される：<ul style="list-style-type: none">✓ 既婚者、離婚者が外国人メイドを雇用した場合の月額課徴金はS\$265からS\$300に引き上げられる。✓ 上記条件下、2人目外国人メイドを雇用した場合の月額課徴金はS\$265からS\$450に引き上げられる。✓ 高齢者にかかる優遇課徴金対象年齢が65歳から67歳に引き上げられる。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2019年4月1日より

4. 2018年予算案主要項目 (GST)

4-1. 財貨及びサービス税(GST)に関する税率の引上げ

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポールにおけるGST (Goods and Services Tax) の税率は7%である。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">2021年から2025年の間に、税率が7%から9%に2%引き上げられる。引き上げ時期は、経済状況や中期での歳出の増加度合、現行の税制によるGDP成長効果といった複数要素を考慮して決定される。

4-2. 国外より提供される一定のサービス取引にかかるGSTの課税(1/2)

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポールに事業拠点のない国外企業が提供するサービスの輸入は、GST対象外である。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">税制がデジタル経済において公平で対応可能であることを目的として、サービスの輸入はGST課税対象とする。B2B(ビジネス間取引)で輸入されたサービスは、リバースチャージ方式で課税される。リバースチャージ方式では、国内のGST課税業者は、国外企業から受けたサービスに課せられるGSTをIRASに申告する。大部分のGST課税業者は、非課税取引を提供しないためリバースチャージ方式の影響を受けない。以下のような取引を提供するGST課税業者のみが、リバースチャージ方式の影響を受ける。<ul style="list-style-type: none">✓ 付随的でない非課税取引(例: 特定の金融サービスの提供、居住用不動産のリースや売買)✓ 事業に関連しない取引(例: 慈善団体が受け取った特定の助成金、寄付等)

4-2. 国外より提供される一定のサービス取引にかかるGSTの課税(2/2)

現行	予算案での提案
	<p>概要(前項からの続き)</p> <ul style="list-style-type: none">• B2C(ビジネスと消費者間取引) では、シンガポール国内消費者に対してデジタル・サービス及び少額商品を提供する国外企業のGST課税業者登録制度が導入される。• 国内消費者に対して、年間 S\$100,000以上のオンラインの映像・音楽ストリーミングサイトなどのサービスを提供する国外企業は、GST課税業者として登録する。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2020年1月1日より• 詳細については2018年2月末までにIRASより公表予定

5. 2018年予算案主要項目 (その他)

5-1. 給与補助金スキーム(WCS)制度の延長と改正

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">給与補助金スキーム(Wages Credit Scheme -WCS)は2013年度予算案において導入され、2015年度予算案において延長されている。2016年より、✓ シンガポール国民である従業員の月収(月額給与総額がS\$4,000以下の従業員のみ対象)の昇給額のおける20%相当額を企業に対して支給している。✓ 昇給額は暦年において最低S\$50超とならなければならないとなっている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">個予算案においては、同スキーム延長が提案された。2018年については、現行通り、昇給額の20%相当額が支給されるが、2019年、2020年については、順に15%、10%相当額の支給と減率される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2020年12月31日まで

5-2. 居住用不動産の購入者に課せられる印紙税の改正

現行	予算案での提案																
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、不動産の購入にかかる印紙税はその不動産の時価に応じて、1%~3%の税率が適用されていた。 	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> S\$100万以上の価値の居住用不動産については、そのS\$100万を超える部分の額につき4%の印紙税率が適用されることとされた。 従前との税率の違いは以下の通りである。 <table border="1" data-bbox="1160 762 2145 1002"> <thead> <tr> <th>居住用不動産の価値 (S \$)</th> <th>現行</th> <th>予算案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~180,000</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>180,000~360,000</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>360,000~1,000,000</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>1,000,000超</td> <td>3%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 2018年2月20日より 		居住用不動産の価値 (S \$)	現行	予算案	~180,000	1%	1%	180,000~360,000	2%	2%	360,000~1,000,000	3%	3%	1,000,000超	3%	4%
居住用不動産の価値 (S \$)	現行	予算案															
~180,000	1%	1%															
180,000~360,000	2%	2%															
360,000~1,000,000	3%	3%															
1,000,000超	3%	4%															

5-3. 外国人労働者税(FWL)の改正(1/3)

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• S Pass、労働許可証(Work Permit)等の就労ビザを保持する外国人労働者を雇用する際、雇用者に外国人労働者税(Foreign Worker Levy、FWL)の支払が義務付けられている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 全業種におけるFWLの税率に変更はない。• 造船運、加工業に対する税率の引き上げについては、2019年6月30日まで1年延期となった。• S Pass、労働許可証保持者への業種毎の適用税率に変更はなく、次頁の通りである。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2019年6月30日まで

5-3. 外国人労働者税 (FWL)の改正 – S Pass保持者(2/3)

業種	全従業員に占めるWork Permit保持者の割合	現行
		FWLの税額 (S\$) (熟練労働者/ 非熟練労働者)
		2016年 7月1日以降
全て	10%以下	330
サービス	10超-15%以下	650
その他	10超-20%以下	650

5-3. 外国人労働者税（FWL）の改正 – Work Permit保持者(3/3)

業種	全従業員に占めるWork Permit保持者の割合	MYE	現行	予算案での提案
			FWLの税額 (S\$) (熟練労働者/ 非熟練労働者)	
			-	2018年 7月1日以降
建設業	87.5%以下	対象者	300/ 700	300/ 700
		非対象者	600/ 950	600/ 950
サービス業	10%以下	-	300/ 450	300/ 450
	10超～25%以下	-	400/ 600	400/ 600
	25超～40%以下	-	600/ 800	600/ 800
造船業	77.8%以下	-	300/ 400	300/ 400
加工業	87.5%以下	対象者	300/ 450	300/ 450
		非対象者	600/ 750	600/ 750
製造業	25%以下	-	250/ 370	250/ 370
	25超～50%以下	-	350/ 470	350/ 470
	50超～60%以下	-	550/ 650	550/ 650

5-4. 炭素税の導入

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポールにおいては炭素税は導入されていなかった。2016年9月に、シンガポール政府は気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく「パリ協定」を批准した。上記に基づき、環境への配慮を促すため、政府は2019年から温室効果ガス1トンあたりS\$10～S\$20を課す炭素税を導入すると発表していた。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">政府は一定量を超えて温暖化効果をもたらすガスを排出する設備に対し、2019年より炭素税を課すことを決定した。これにより、2,000トン(CO2換算)以上の温暖化効果をもたらすガスを排出する設備は、モニタリング目的で登録義務が課せられる。また25,000トン以上の温暖化効果ガスを排出する設備は課税対象となり、1トンあたり、S\$5の炭素税が課せられる。なお、当該税率は2023年以降に見直され、更に増税される可能性がある。現時点では当該見直しによりS\$10～S\$20/トンに設定され、2030年まで課税される予定である。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2019年よりその年の排出量に応じ、翌年を賦課年度として課税が行われる。

5-5. 軽油、石油、圧縮天然ガスに対する炭素税の非課税制度

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">従来は炭素税は導入されていなかった。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">軽油、ガソリン、圧縮天然ガスについては、既に一定の課税がされていることから、現時点では炭素税の適用は見送られることとなった。

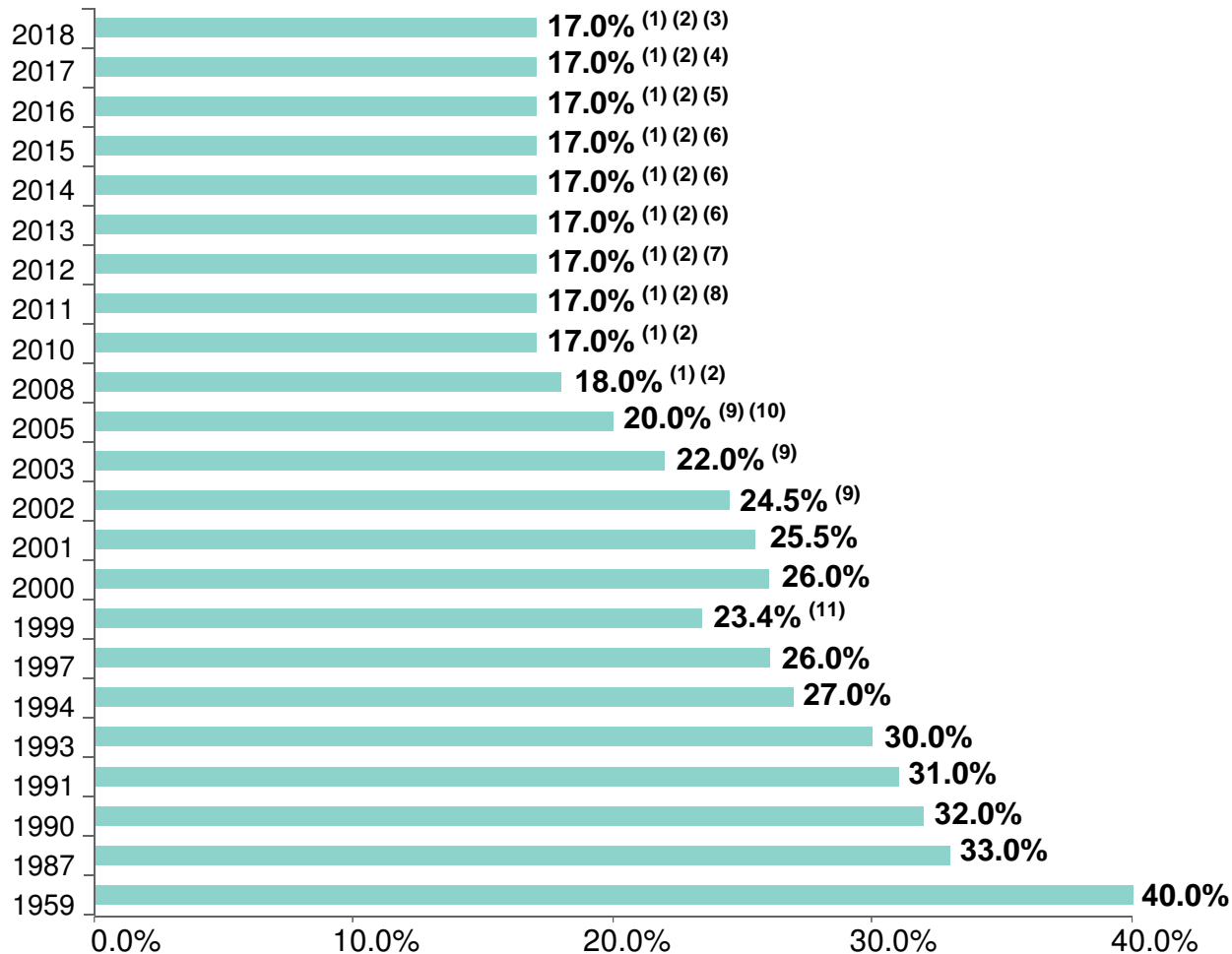
5-6. タバコ税の10%増税

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">シンガポールにおけるタバコ税は製品により異なるが、従来は一定の製品を除き1 kgあたり、S\$299～S\$388であった。タバコ税は過去4年間、据え置かれていた。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">喫煙を制限し、国民の健康増進を図るため、タバコ税が改正され、1 kgあたり、S\$329～S\$427へ、およそ10%程度引き上げられた。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2018年2月19日より

參考資料

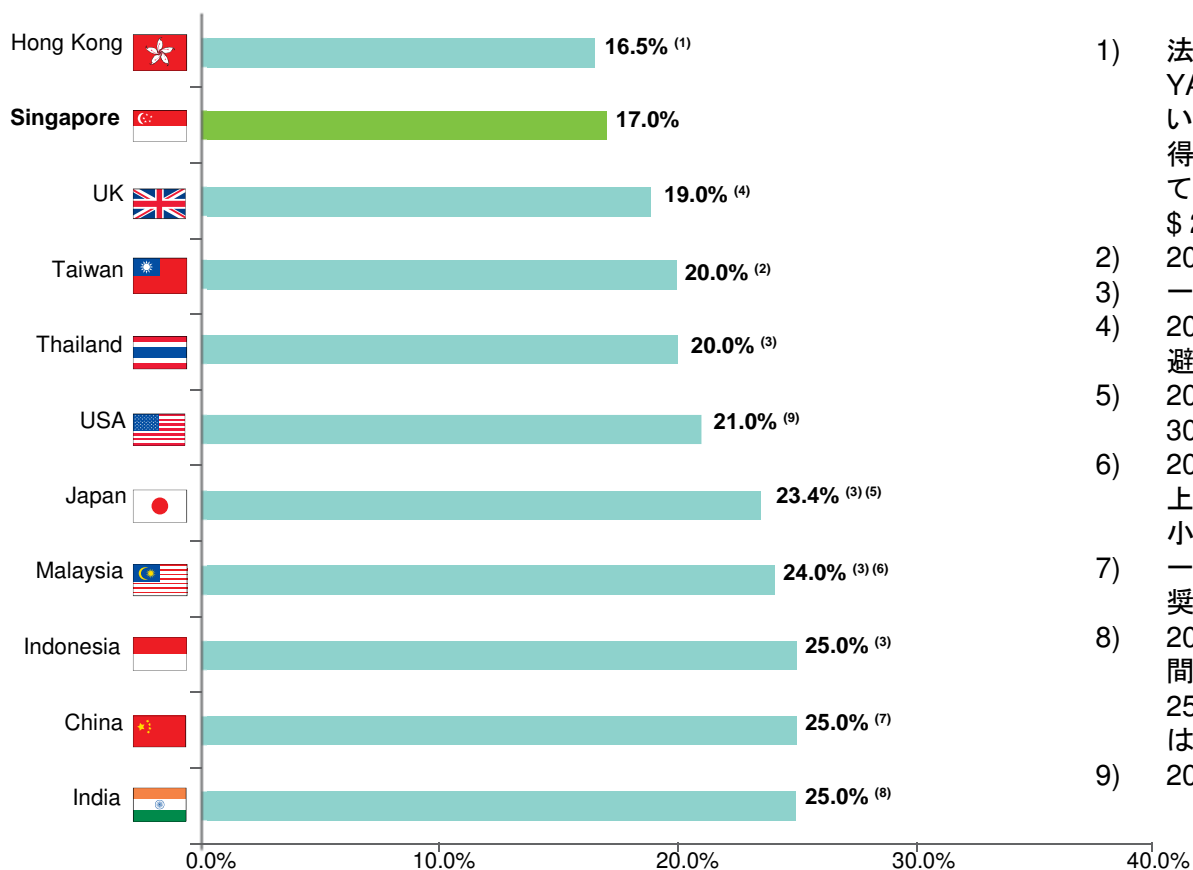
資料A シンガポールの法人税率 1959～2018賦課年度

Singapore corporate tax rates
For the YAs 1959 to 2018



- 1) 課税所得の最初のS\$10,000の75%、その次のS\$290,000の50%は免税
- 2) 適格新設会社については、2008賦課年度以降の最初の連続した3年間の課税所得の最初のS\$100,000、その次のS\$200,000の50%は免税
- 3) 法人所得税支払額に対する40%の法人所得税リベート(上限S\$15,000)
- 4) 法人所得税支払額に対する50%の法人所得税リベート(上限S\$25,000)
- 5) 法人所得税支払額に対する50%の法人所得税リベート(上限S\$20,000)
- 6) 法人所得税支払額に対する30%の法人所得税リベート(上限S\$30,000)
- 7) 売上の5%相当額の中小企業助成金(上限S\$5,000)
- 8) 下記の法人所得税リベート、または中小企業補助金のいずれか高い方
 - 2011賦課年度の法人所得税支払額に対する20%の法人所得税リベート(上限S\$10,000)
 - 売上の5%相当額の中小企業助成金(上限S\$5,000)
- 9) 課税所得の最初のS\$10,000の75%、その次のS\$90,000の50%は免税
- 10) 新設会社については、2005賦課年度以降の最初の連続した3年間、最初のS\$100,000まで免税
- 11) 実効税率(10%タックスリベート差引後税率)

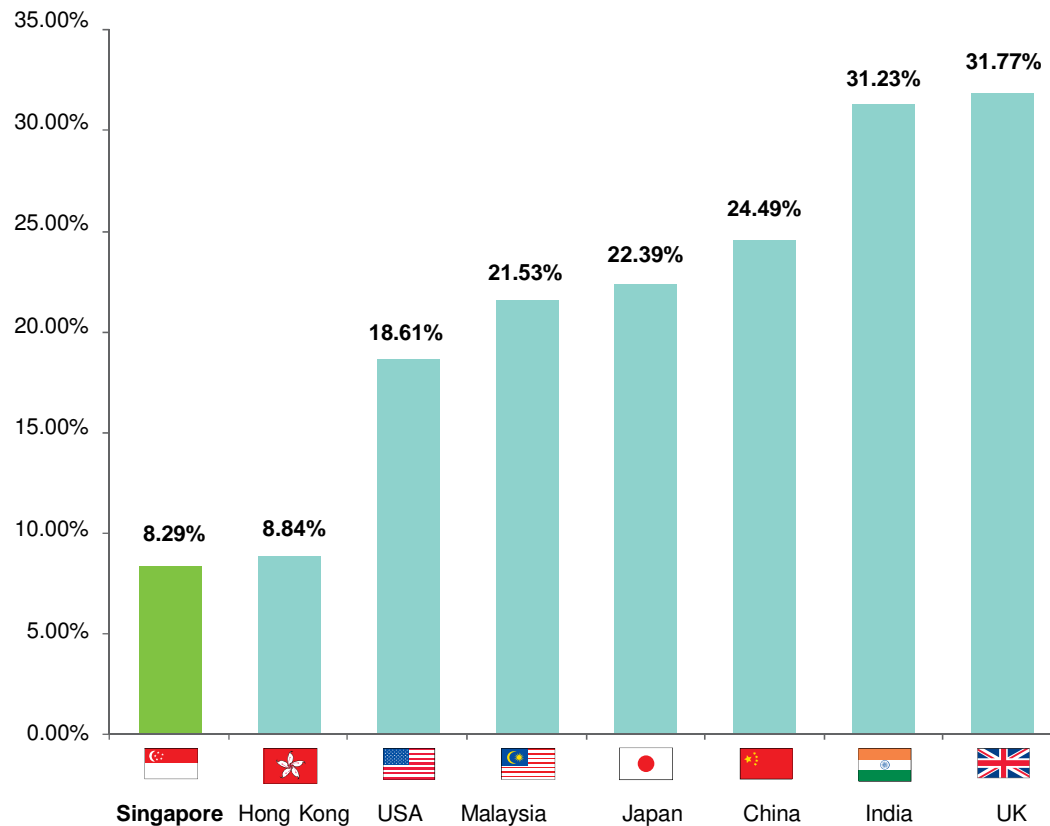
資料B 各国の法人税率の比較



- 1) 法律の制定後から2段階の税制が適用される。一部の例外を除き、YA2018 / 2019(2018年4月1日以降)から開始される事業年度において、法人および非法人の両方に適用される。法人の場合、課税所得のうち最初のHK \$ 2Mに対する税率は8.25%、超える部分に対しては税率16.5%となり、非法人の場合、課税所得のうち最初のHK \$ 2Mに対する税率は7.5%、超える部分に対しては15%となる。
- 2) 2018年1月より適用
- 3) 一定水準を下回る課税所得には低い税率を適用
- 4) 2020年4月1日より17%に引き下げ。多国籍企業が英国での課税を避けるために海外に利益を転出させるような場合には25%を適用
- 5) 2018年4月以降の事業年度から23.2%に引き下げ。実効税率は約30%
- 6) 2018賦課年度において、直前賦課年度と比較して課税所得が5%以上増加した企業に対しては税率の1%-4%の引き下げを認める。中小企業にはより低い税率を適用
- 7) 一定条件を満たす小規模事業者は10%もしくは20%を適用、国家奨励ハイテク企業は15%を適用
- 8) 2018賦課年度から2019賦課年度において、2015-2016賦課年度年間売上がINR500milを超えない中小企業については法人税率を25%を適用。外国企業には40%、上記以外のすべての国内企業には30%を適用
- 9) 2018年1月より適用。実効税率は各州の地方税により異なる。

資料C 各国の個人所得税(実効税率)の比較

2018賦課年度(配偶者と子供2人、年収S\$200,000を想定)



資料D GSTに関する補足情報(ACAP制度の将来的な廃止)

ACAP (Assisted Compliance Assurance Programme)について

- ACAPとは申請企業と会計事務所が共同でGSTに係るコンプライアンス体制を構築し、IRASによる審査を経て諸々の優遇措置が与えられる仕組みです
- 近年、税に関する内部統制改善を目的として、当該制度を導入する日系企業が急増しています。
- 主なメリットは下記の通りです。
 - GSTの税務調査等の免除(最大5年)。
 - GST還付の早期化
 - 文書照会にかかる回答の早期化
 - ASKと同様に、MES等のGSTスキームの自動更新
 - 2019年3月までに申請した場合に限り、申告誤りの自主的開示時のペナルティーが免除(1年以上前の誤りでも加算税免除)
- 類似の制度としてAssisted Self-Help Kit (ASK)という制度もありますが、処理が簡便的である一方で、付与される特典は限定されています。

**GSTのリスクを減らす措置として注目を浴びておりましたが、
2019年3月に廃止される予定であり、駆け込みで導入を検討する
日系企業が増えています。**

Q&A

お困りのことがありましたら
以下の者にお気軽に
ご相談ください

デロイト シンガポールにはJSGに7名、TAXに2名、FA (Financial Advisory) に3名、RA (Risk Advisory) に3名、Con (Consulting) に約20名の合計35名超の日本人専門家が所属し、日系企業様に対してサービスを提供しています。



J S G
丸山 友康 (Tomoyasu Maruyama) (SEA 統括) (カントリーリーダー) 上田 雅也 (Masaya Ueda) (Country Leader) 飯田 聡 (Satoshi Iida) 森口 晴美 (Harumi Moriguchi) 永田 敦子 (Atsuko Nagata) 江上 志保 (Shiho Egami) 坂入 おり絵 (Ori Sakairi) 藤村 崇 (Takashi Fujimura) 下川 直輝 (Naoki Shimokawa)



FA 片岡 亮裕 (Akihiro Kataoka) 坂爪 紀之 (Noriyuki Sakazume) 安田 雅子 (Masako Yasuda) RA 森本 正一 (Shoichi Morimoto) 伊藤 健 (Takeshi Ito) 堂本 竜也 (Tatsuya Domoto) Consulting 池田 晋吾 (Shingo Ikeda) 吉岡 巖 (Iwao Yoshioka) 飯塚 零 (Rei Iizuka)

所属部署	氏名	役職	電話番号	メールアドレス
JSG	丸山 友康 (Tomoyasu Maruyama) (SEA 統括)	Partner	+65 6530 5582	tommaruyama@deloitte.com
	上田 雅也 (Masaya Ueda) (Country Leader)	Partner	+65 6800 2020	masueda@deloitte.com
	飯田 聡 (Satoshi Iida)	Manager	+65 6800 1953	satiida@deloitte.com
	森口 晴美 (Harumi Moriguchi)	Manager	+65 6216 3263	hmoriguchi@deloitte.com
	永田 敦子 (Atsuko Nagata)	Manager	+65 6530 8006	natsuko@deloitte.com
	江上 志保 (Shiho Egami)	Manager	+65 6216 3383	segami@deloitte.com
	坂入 おり絵 (Ori Sakairi)	Manager	+65 6800 2170	osakairi@deloitte.com
	長谷川 亜矢子 (Ayako Hasegawa)(秘書)	Administrator	+65 6216 3319	ayhasegawa@deloitte.com
TAX	藤村 崇 (Takashi Fujimura)	Senior Manager	+65 6216 3100	tfujimura@deloitte.com
	下川 直輝 (Naoki Shimokawa)	Manager	+65 6216 3129	nshimokawa@deloitte.com
FA	片岡 亮裕 (Akihiro Kataoka)	Partner	+65 6800 2418	akataoka@deloitte.com
	坂爪 紀之 (Noriyuki Sakazume)	Manager	+65 6800 3910	nosakazume@deloitte.com
	安田 雅子 (Masako Yasuda)	Manager	+65 6800 2225	mayasuda@deloitte.com
RA	森本 正一 (Shoichi Morimoto)	Senior Manager	+65 6800 2686	smorimoto@deloitte.com
	伊藤 健 (Takeshi Ito)	Senior Manager	+65 6800 2080	takeito@deloitte.com
	堂本 竜也 (Tatsuya Domoto)	Manager	+65 6800 4528	tdomoto@deloitte.com
Con	池田 晋吾 (Shingo Ikeda)	Partner	+65 6232 7437	sikeda@deloitte.com
	吉岡 巖 (Iwao Yoshioka)	Partner	+65 6232 7129	iyoshioka@deloitte.com
	飯塚 零 (Rei Iizuka)	Manager	+65 6232 7127	reijizuka@deloitte.com

免責事項

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人及び帰属する個人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また講演・セミナーで説明した、または配布資料に掲載した当法人の講演・セミナー内容や見解を、当法人の事前の承諾なくインターネットに掲載する等の行為もお控えください。講演・セミナーで講師等が説明、または補足をした背景事情や前提を知り得ない第三者が、そのようなインターネット上の掲載に基づき誤った判断をする等の懸念もあるため、発見した場合は必要に応じ、掲載の差し止めを含む必要な措置を取らせていただく場合もあります。



About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients’ most complex business challenges. To learn more about how Deloitte’s approximately 245,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 290 partners and over 7,400 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Singapore

In Singapore, services are provided by Deloitte & Touche LLP and its subsidiaries and affiliates.

Disclaimer

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte network”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. No entity in the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

Deloitte & Touche LLP (Unique entity number: T08LL0721A) is an accounting limited liability partnership registered in Singapore under the Limited Liability Partnerships Act (Chapter 163A).